

平成 2 0 年 3 月 4 日 ( 火曜日 ) 第 1 回定例会

出席議員 ( 1 8 名 )

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	1 0 番	柏 倉 信 一	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 ( なし )

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長	
安孫子 勝 一 収 入 役	大 沼 保 義 教 育 委 員 長	
片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長	
那 須 義 行 総 務 課 長 ( 併 )	片 桐 久 志 総 合 政 策 課 長	
秋 場 元 選 挙 管 理 委 員 会 長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 行 財	
尾 形 清 一 総 務 事 務 局 長	熊 谷 英 昭 政 改 革 推 進 室 長	
布 施 崇 一 総 合 政 策 課 長	柏 倉 隆 夫 税 務 課 長	
犬 飼 弘 一 企 業 長	犬 飼 一 好 建 設 課 長	
佐 藤 昭 一 市 民 生 活 課 長	安孫子 政 一 花 緑 世 せ ら ぎ	
有 川 洋 一 建 設 課 長	斎 藤 健 一 推 進 課 長	
鈴木 英 雄 都 市 整 備 室 長	荒 川 貴 久 農 林 課 長	
今 野 要 一 下 水 道 課 長	芳 賀 友 幸 健 康 福 祉 課 長	
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	高 橋 利 昌 水 道 事 業 所 長	
工 藤 恒 雄 会 計 課 長	安孫子 雅 美 教 育 長	
兼 子 良 一 病 院 事 務 長	清 野 健 学 校 教 育 課	
		指 導 推 進 室 長
		監 査 委 員
		農 業 委 員 会 長
		事 務 局 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 総 務 係 長

議事日程第1号

第1回定例会

平成20年3月4日(火曜日)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、厚生経済、建設文教各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 議第 1号 寒河江市副市長の選任について
- ” 5 議案説明
- ” 6 委員会付託
- ” 7 質疑、討論、採決
- ” 8 議第 2号 寒河江市監査委員の選任について
- ” 9 議案説明
- ” 10 委員会付託
- ” 11 質疑、討論、採決
- ” 12 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 13 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 14 議第 5号 平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 15 議第 6号 平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 16 議第 7号 平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- ” 17 議案説明
- ” 18 委員会付託
- ” 19 質疑、討論、採決
- ” 20 議第 3号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- ” 21 議第 4号 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- ” 22 議第 8号 平成19年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- ” 23 議第 9号 平成19年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)
- ” 24 議第10号 平成20年度寒河江市一般会計予算
- ” 25 議第11号 平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 26 議第12号 平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 27 議第13号 平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 28 議第14号 平成20年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 29 議第15号 平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- ” 30 議第16号 平成20年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 31 議第17号 平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 32 議第18号 平成20年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算

- 日程第 3 3 議第 1 9 号 平成 2 0 年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 3 4 議第 2 0 号 平成 2 0 年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 3 5 議第 2 1 号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- ” 3 6 議第 2 2 号 寒河江市監査委員条例の一部改正について
- ” 3 7 議第 2 3 号 寒河江市課制条例の一部改正について
- ” 3 8 議第 2 4 号 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
- ” 3 9 議第 2 5 号 会計管理者の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ” 4 0 議第 2 6 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- ” 4 1 議第 2 7 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 4 2 議第 2 8 号 寒河江市まちづくり寄附条例の制定について
- ” 4 3 議第 2 9 号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- ” 4 4 議第 3 0 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- ” 4 5 議第 3 1 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- ” 4 6 議第 3 2 号 寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- ” 4 7 議第 3 3 号 寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ” 4 8 議第 3 4 号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- ” 4 9 議第 3 5 号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ” 5 0 議第 3 6 号 山形県消防補償等組合理約の一部変更について
- ” 5 1 議第 3 7 号 山形県自治会館管理組合理約の一部変更について
- ” 5 2 議第 3 8 号 山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- ” 5 3 議第 3 9 号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について
- ” 5 4 請願第 1 号 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願
- ” 5 5 施政方針説明
- ” 5 6 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから、平成20年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はおりません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

なお、総務課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、8 番鴨田俊廣議員、12番松田 孝議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成20年第 1 回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る 2 月 28 日及び本日 3 月 4 日議会第 2 会議室において、委員 6 名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、請願並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から 3 月 19 日までの 16 日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

なお、3 月定例会に限り即日採決できる補正予算ではありますが、協議の結果、議第 5 号平成 19 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議第 6 号平成 19 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、議第 7 号平成 19 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）の 3 案件とすることに決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 19 日までの 16 日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成20年3月4日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 4日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、副市長選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、監査委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明	議 場
3月 5日(水)	休 会			
3月 6日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
3月 7日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 8日(土)	休 会			
3月 9日(日)	休 会			
3月10日(月)	休 会			
3月11日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月12日(水)	午前9時30分	総務委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生経済委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教委員会分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月13日(木)	午前9時30分	総務委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生経済委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教委員会分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月14日(金)	午前9時30分	総務委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生経済委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教委員会分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月15日(土)	休 会			
3月16日(日)	休 会			
3月17日(月)	休 会			
3月18日(火)	休 会			
3月19日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸 般 の 報 告

伊藤忠男議長 日程第 3、諸般の報告であります。

( 1 ) 定例監査結果等報告について

( 2 ) 総務、厚生経済、建設文教各常任委員会行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

## 議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 4、議第 1 号寒河江市副市長の選任についてを議題といたします。

この際、荒木 恒副市長の退席を求めます。

〔荒木 恒副市長 退席〕

## 議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 1 号寒河江市副市長の選任について御説明申し上げます。

本年 3 月 31 日をもって荒木 恒副市長が任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

## 委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第 6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 1 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号は委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第 7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 1 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 1 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号はこれに同意することに決しました。

ここで荒木 恒副市長の着席を求めます。

〔荒木 恒副市長 着席〕

## 議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 8、議第 2 号寒河江市監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、片桐久志総合政策課長の退席を求めます。

〔片桐久志総合政策課長 退席〕

## 議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 9、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 2 号寒河江市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本年 3 月 31 日をもって安孫子雅美監査委員が任期満了となりますので、寒河江市監査委員に片桐久志氏を選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

## 委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第 10、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 2 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 2 号は委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第 11、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 2 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 人事案件についての質疑でありまして、なかなか難しい点もあるわけでありましてけれども、重要な案件でありますので、基本的な点についてお伺いをしたいと思います。

一つは、私は議員になって先輩の方々からは、長というのは市民から選ばれます。したがって、いろいろな立場の方が長に就任する機会があります。そうしたときに、行政職の人などがなった場合には長以外の三役なり、今度は寒河江市では 4 月からは収入役が廃止されるわけでありましてけれども、そういう人事には部外の人を入れたり、あるいは長に民間人がなった場合には行政の方から三役、長以外の人事にというふうな形をとられてきて、スムーズな市政執行するためにというそういう、バラ

ンスという言葉は適切かどうかわかりませんが、そういうふうなことがやられてきておったそうでもあります。そして同時に、三役以外の常勤の特別職、教育長であるとか監査委員などについてもそういう配慮の中でやられてきているそうです。

そこでお尋ねしたいわけではありますが、今回は、佐藤市長のもとでの部下職員といいますが、市の職員の方々がそのポスト、先ほどの1号議案でも副市長、決定していますので、そうしますというと、教育長もそうです、監査委員の部署もそういうふうになるわけでもあります。したがって、こういう人事というふうなことについて、基本的にどのようにお考えになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、佐藤市長になってからも昭和60年ごろにこういう人事があったようでもあります。しかし、そのときにさまざまな新聞ざたになるような問題なども起こったという、こういう事実もあるようでもありますので、こういうことについての基本的なことをお尋ねをしたいということが、一つです。

それから、二つ目でありますけれども、監査委員の役割、極めて重要になっています。公共自治体の財政の健全化に関する法律、いわゆる自治体財政健全化法の中でも監査委員の役割はますます重要になっています。

ところが、一般論としてではありますけれども、役所の監査は身内に甘いとの指摘もあります。また一方では、公務員の定年退職後の天下りに対する批判も根強くあることも事実であります。法改正もなされましたが、まだ十分な状況になっていないと言われております。それは個人的な能力の問題ではなく、経済面や職務権限の面から行政の中立・公平・公正性の担保という観点から問われているのであります。したがって、管理職の定年退職後のいわゆる世間で言われる天下りという、こういう人事について、本市ではどのような基準があるのかお聞かせをいただきたい。

以上、2点お尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 監査委員の職務につきましては御案内のとおり、地方自治法に明確に規定されておるわけでございます、どのような職務を執行するかということでございます。ですから、そういう職務に対しまして本当に適切に公平な立場においてそれを遂行できるかという能力、適性というものがまず問われるものだろうと、このように思っております。

それにおきましては、地方公共団体の財務管理、それから事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者と、こういうように規定されておるわけでございますけれども、そういう面におきましては、ただいま提案申しあげている職員は、職員というか者は十分な経験、識見、能力を持っておるものと、このように思っておりますのでございまして、これは、これまでの一般職員として務めてきた実績ということから判断し、私は十分なものを備えておるもの、具備しておるものと思っておりますのでございます。

そしてもう1点、天下り云々というような話がございましたけれども、市におきましては、そういう天下りというようなことについての職場というものは、まずはないのじなかならうかなと、こう思っておりますし、そして天下りについての基準というようなものにつきましては、設けておるわけではございません。

市の関連するような団体はこれまでであったわけでございますけれども、それらについては、それぞれの団体の長からあの人々が適切な方だというようなことで望まれて行っているわけでございます、

そういう意味におきましては、天下りというようなものに対しましては該当しないのじやなからうかなと、こう思っておりますし、さらにまた現在はそういう団体におきまして、いろいろ自主的にそれぞれの団体におきまして考え方がございまして、民間に事務を委託してみたり、あるいは自主的な管理運営に努めておるといふように思われますので、そういう中では、それぞれの団体等におきまして行政との連絡というものを十分一任できる立場というふうな方を選択して就任させておると、このように思っておりますのでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 1問目でも申しあげましたけれども、なかなか人事に対する質疑というのは難しいわけでありまして、私も、提案されている方について個人的に見識がないとか何かというのではもちろんありません。十分市長の今の説明のとおりだといふふうに思っています。

しかし、監査委員、提案されている方が先ほど市長からもありましたように総合政策課長というふうになりますといふと、財務室をも管轄する、従来で言う企画調整課も全体を統括をするというポジションにあります。そして自治体財政健全化法でも、過去3年のものをトータルしながらやっていくといふふうになりますといふと、監査委員として自分がこれから向こう4年間1任期やっていくにしても、自分が直接かかわっていた部分の3年間の部分が入ってくるというふうなことからすればなかなか、そういう意味でどうなんであろうかなといふ市民の率直な声がありますので、そういう立場で、人事ですから議会の同意ということになるわけでありまして、そういう意味で、ぜひ私は議員という立場から市民のそういう心配があるということ、市長に問題提起をさせていただきながら、十分配慮をお願いをしたいといふふうに思います。

市長からの見解もあればお聞かせをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これまで、今も一般職員でございますけれども、市の行政に携わり、あるいは財務関係にも関連しておった職場にあるわけでございますから、でも、一たん特別職として議会の承認を得て監査委員という立場で職務を執行するということに、つくよくなれば、それはこれまでの一般職員であった立場というのとは全く離れて、独立したところの権限を持つところの監査委員という職務に十分に執行していただいて、そして行政を政策面から、あるいは財務管理の面を十分監査をしていただけるものと、このように思っております。

伊藤忠男議長 ほかに質疑ありませんか。佐藤議員。

佐藤暘子議員 現監査委員の前任者は市の行政マンであったわけですが、今の監査委員を選任するときにはこの寒河江市の行政マン以外の方から選任をされたわけですね。そのとき市長は、外部からの登用を考えて、内部ではうまくないので外部から入れるというふうな考えのもとに現安孫子監査委員を選任されたのかどうか、そういうお考えがあったのかどうかお伺いをしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御質問の趣旨がちょっと酌み取れませんが、現監査委員安孫子雅美氏におきましてもいわゆる県職員の立場で、あるいは県行政にタッチしてきておまして、いわゆる公の行政事務、あるいは財務事務、あるいは会計事務というものにつきましては非常に通曉しておった方だと、こう思ったわけございまして、そういう意味におきまして、規模は違いますが県と市におきましてはやっていることはほとんど似通ったものだろうと、このように思っております。それにおきましては、

現安孫子監査委員というものを適正なる、そしてその能力、そして対応というものが十分適正な方だと、こういうことでお願いしてきた経緯があったわけでございます。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 私のちょっと質問の仕方がまずかったのかと思いますけれども、安孫子監査委員の前まではこの寒河江市の行政を担当しておられた職員の方が監査委員になっていたわけです。それで外部監査というような声もあった中で安孫子監査委員が選ばれたということは、行政のいろいろなことをこれまでやってきた方よりも、外部の方の方が公平性が図れるのかという意味で市長が選任をされたのかどうかというふうなことを今伺ったわけです。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 外部の方といいますと、市の職員を務めた方、あるいは以外ということになれば、県の職員であった方、あるいはまた全く行政と関係のない民間の方と、こういうことになるのかなと思いますけれども、やはり民間の方を選ぶと、お願いするというのもそれは考えないわけではなかったものではございますけれども、やはり寒河江市の財政というものをこれを監査していただくという場合におきましては、やはり市の行財政業務に非常になれていらっしゃる、あるいは知っているところの方ということで県の職員の経験を持った方をお願いしたことでございまして、その当時、ちょうど8年前になりますけれども、市の職員にそれにふさわしい人間がおったかどうかということにもつながるかと思っておりますけれども、いろいろ人事のバランスといいますか、を勘案しながら総合的な観点からお願いしてきたという経緯があるわけでございます。

伊藤忠男議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号はこれに同意することに決しました。

ここで片桐久志総合政策課長の着席を求めます。

〔片桐久志総合政策課長 着席〕

## 議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第12、報告第1号及び日程第13、報告第2号の損害賠償の額の決定についての専決処分について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

昨年9月27日に大字寒河江字横道地内において、市有自動車が車両と接触した事故について示談を行うに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申しあげるものであります。

次に、報告第2号損賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

昨年12月13日に本町駐車場内において、通路に移動していたコンクリートベースに車両が乗り上げ、車体が損傷した事故について示談を行うに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申しあげるものであります。

## 質 疑

伊藤忠男議長 報告第1号に対する質疑はありませんか。新宮議員。

新宮征一議員 ただいまの報告で、この専第1号なんですが、交通事故によって6万8,987円を被害者の方に賠償して示談が成立したと、こういうことでありますけれども、ということは、当然にして市有車の方に過失責任があったというように考えられるわけですね。この金額すべてが保険の方から充当されているのかどうか、1点。

それから、もう一つは、当事者ですね。いわゆる運転者の過失によるものということになった場合に、被害者と寒河江市との間ではこの示談ですべてが解決しているわけですがけれども、当時運転しておった方に対して市の方でどのような対処をなされているのか、この2点をお聞きいたします。

伊藤忠男議長 総務課長。

那須義行総務課長 一つはいわゆる保険ですけれども、もちろん保険の適用がありまして、すべてその保険の適用によって市の方で対応しているということでありまして。

それから、もう1点の、それを運転していた市職員に関してですけれども、これにつきましては、お互いに、相手方の方も責任があるということで一定の割合で決めたわけですがけれども、そういうことから職員そのものについてはいわゆる反省文を提出していただきまして、今後こういう事故と申しますか、車両の運転と申しますか、公用車の運転については十分注意をして対応するというふうな形のいわゆる反省文と申しますか、そういうものを提出していただいて、所属長を通じて今後絶対こういうことが起きないように十分注意していただくというような形で対応しているところであります。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第14、議第5号から日程第16、議第7号までの3案件についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第17、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、議第5号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、保険給付費及び共同事業拠出金を追加するものであります。

その結果、7,952万9千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ41億23万5千円とするものであります。

次に、議第6号平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護予防サービス計画作成に係る総務管理費及び介護認定審査会共同設置特別会計繰出金を減額するものであります。

その結果、1,041万7千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億7,218万6千円とするものであります。

次に、議第7号平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会委員報酬の減額と、負担金の減額に伴う財源調整を行うものであります。

その結果、19万7千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,298万5千円とするものであります。

以上、3案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

## 委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第18、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第5号から議第7号までの3案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第5号から議第7号までの3案件は委員会付託を省略することに決しました。

### 質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第19、質疑、討論、採決に入ります。

議第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

（賛成議員 挙手）

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

（賛成議員 挙手）

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

（賛成議員 挙手）

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第20、議第 3 号から日程第54、請願第 1 号までの35案件を一括議題といたします。

### 施政方針説明

伊藤忠男議長 日程第55、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成20年第 1 回市議会定例会が開催されるに当たり、平成20年度の市政運営に臨む私の基本理念を申し上げます。

日本経済は、景気回復は続くもののその足どりは緩やかになるものと見込まれ、国の平成20年度の予算においては、歳出全般にわたって改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じて最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる、「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行うこととしているようであります。

地方財政については、地方交付税総額の 3 年ぶりの増額や地方財政計画に地方再生対策費が創設されるなど、安定的な財政運営や都市と地方の格差是正にも目が向けられたようではありますが、これまでに行われてきた三位一体の改革による削減額に比較しますと、まだまだ地方が自立できるには不十分であると思っております。

現在、道路特定財源の暫定税率を見直すべきとの声が出ておりますが、地方においては、主要な幹線道路のネットワーク形成や通学路などの安全対策、道路や橋梁等の施設の老朽化による維持管理費用の増大等、道路整備に関する費用は地方財政に大きな影響を及ぼすものであります。

本市におきましても、道路や橋梁、自歩道の整備による安全確保、降雪期間における交通機能の強化など、道路特定財源の維持確保は必要不可欠なものとなっております。

このため地方 6 団体において、道路整備に使われる道路財源の確保のための緊急決議を行い、道路特定財源の暫定税率の維持や地方道路整備臨時交付金制度の継続を求めているところであり、今後、本市においても強く要望してまいりたいと考えております。

また、国により、病院事業経営の改革に総合的に取り組むための公立病院改革ガイドラインが示されておりますが、寒河江市立病院においては、利用者のサービス向上を目指した病院独自の改革プランを策定し、いち早く改革に取り組んでいるところであります。

病院内部の改革もさることながら、寒河江・西村山地域の中核医療機関としての機能分担、連携などを視野に入れ、単に市立病院のみならず、近隣市町等広域的行政の枠組みの中で、安定した地域医療の提供を考えなければならないと考えております。

市民の皆さんの健康を守るといふことの大切さ、そして子供からお年寄りまで安心して病院に通える体制づくりに努めてまいります。

本市におきましては、第 5 次寒河江市振興計画及び寒河江市行財政改革大綱、さらに寒河江市教育振興計画という、三つの基礎になる計画を定めて 3 年目を迎えることとなります。

これまで新第3次振興計画により、さくらんぼにこだわった寒河江ならではの特色あるまちづくりを全国にPRし、いち早く観光農業に取り組み、日本一のさくらんぼの里として多くの人々が県内外から訪れ、賑わいと活気があふれております。また、第4次振興計画では、「花と緑、せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに、グラウンドワークによる市民総参加のまちづくりを推進し、花と緑に囲まれたうるおいのある暮らしは、市民にとってもかけがえのない財産となっております。

これら市民と一緒に築き上げてきた寒河江の姿をさらに後世に継承、発展させ、歴史と文化の織りなす気品ただよう美しいまちづくりを実現するため、第5次振興計画の具現化に向けて全力を注いでいるところであります。

寒河江市の繁栄と隆盛を目指し、これまで継承、発展させてきたまちづくりが大きな鼓動と躍動を生み出し、今、大輪の花を咲かせております。

さくらんぼのテーマパーク・チェリーランドには四季を通じて多くの観光客が訪れるようになり、寒河江駅前中心市街地は本市の顔として新たな賑わいを創出しています。花咲かフェアの会場にもなっているチェリークア・パークの民活エリアや、寒河江中央工業団地には新たな事業者や企業が進出し、着々と建設が進められております。

ほなみ団地においては、区画整理事業による内回り環状道路の整備推進や、中央通りとのアクセスを円滑にする都市計画道路の整備促進、さらに国道112号と結ぶ市道の整備など、市街地東部の新たな街並整備が進められております。

さて、去年は六つの大きな事業の節目の年でありました。

5回目を迎えた花咲かフェアINさがえ、グラウンドワークによる水辺の夜会が10回目、チェリーランドのグランドオープンから15年、国道112号を花で彩るフラワーロードが20年、観衆と担ぎ手の熱気とかけ声が響き渡る神輿の祭典が25回目、そして現市庁舎の竣工、開庁から40周年を迎えたところであります。

花咲かフェアINさがえにおいては、さくらんぼ狩りとの相乗効果もあり、会場の最上川ふるさと総合公園へ約30万8千人もの来場者が訪れるようになり、本市のみならず、県内においても初夏を彩る代表的なイベントとなっております。特に、夜空を照らす月の光と会場いっぱいに照らされたろうそくの炎が、夢の世界へといざなってくれた花あかり月うたげは、人々の心に忘れ得ぬ感動を与えられたものと思っております。

本市のような地方都市へ、30万もの人々が足を運んでくれるイベントを23日間にもわたって開催し続けるといことは容易なものではありません。これまで5回も開催し、これからも続けていく寒河江ならではのシンボルイベントに成長できたのも、ひとえに市民の皆さんの御協力のおかげであり、市民総参加による協働の姿のあらわれでもあります。

また、その波及効果は、本市はもちろん山形県の経済発展にも大きな効果を及ぼしているのみならず、お金には換算できない市民共有の大きな財産であると思っております。今年度も、市民関係団体の協力のもと、一層充実した内容のイベントにしたいと考えております。

市庁舎は、現代建築の第一人者であった黒川紀章氏の設計によって昭和42年にこの地で開庁し、世界的芸術家である岡本太郎氏の「光る彫刻・生誕」が2階市民ホールの吹き抜けで、訪れる人たちを出迎えてくれます。世界にとどろく偉大な方々に手がけられた市庁舎は、まさに貴重な芸術作品であると思っております。

市庁舎開庁40周年記念事業は、東北芸術工科大学の先生や学生たちとともに、市庁舎や市民ホールの利活用に取り組んだものであり、「生誕」のリニューアルや市民ホールでの演奏会、記念式典の開催など、市庁舎を開放し広く多くの人々に足を運んでいただきました。

さらに11月には、宿場町白岩に伝わる重要な文化財である幟旗（のぼりばた）を展示していただき、また、寒河江十景写真コンテストや花咲かフェア写真コンテストの作品なども3階フロアに展示させていただきました。

市役所は、行政の窓口としてその役割を果たすことは当然であります。今後においてもさらに工夫を重ね、どうすれば訪れる人々を気持ちよくお迎えできるかという発想から実現したものであります。この事業を通して市民の皆さんや御協力いただいた方々、そして職員が一緒になって何かをなし遂げようとする意気込みを感じ取ることができました。

竣工から40周年を迎えた建造物と彫刻に光が注がれ、市役所のあるべき姿というものをみんなで一緒に考えることができた1年であったと実感しております。

これからも、開かれた市庁舎として市民に愛され、寒河江市のシンボルとして大切に維持管理に努めてまいります。

行財政改革の取り組みといたしましては、指定管理者制度の導入や民間委託の推進等、市民や企業との連携を図りながら着実に実行しており、その効果についても如実に出てきているものと思っております。今後とも行財政改革大綱実施計画を一步一步確実に進めながら、財政の健全化を図っていきたいと考えております。

また、教育振興計画につきましては、読書の盛んなまちづくりや、いのちと心を育む学校づくりなどをこれまで以上に推進するとともに、学校や教育行政に関する情報発信、教育や子供のことを語り合える場所づくりなど、開かれた教育行政に努めてまいります。

さらに、地域ではぐくまれてきた芸術や文化活動の中核となる市民文化会館の施設設備改修や陵西中学校の改修等に着手し、市民の芸術文化活動のより一層の活性化や教育環境の整備、充実に努めてまいります。

歴史文化ふるさと回帰事業は、自分たちが住んでいる地域をもう一度振り返り、先人がどのようにしてつくり上げてはぐくんできたのか、そして現代に住んでいる我々がどう受け継ぎ、どのように未来へとつないでいくのかを考えるとともに、歴史と文化で織りなすまちづくりを推進するものであります。この地域活動を通して、住民の協働意識が高まり、地域の発展と地域力の向上が図られていくものと思っております。

昨年度から、地域の人々や各種団体の手によって大きな成果をおさめており、今年度はさらに一歩ずつ確実に前へ進め、自分たちの地域はもとより、先人たちがつくり上げてきた寒河江というふるさとを再発見していただきながら、すぐれたえりすぐりの財産を未来につなげていけるよう、さらなる事業の促進に努めてまいります。

次に、本市産業の中核である農業について申し上げます。

昨年は、国の農政事情が大揺れに揺れた1年であったわけでありましたが、本市におきましては皆さんの御協力を得て、観光と農業振興を全面にアピールできた1年であったと思っております。

昨年、紅秀峰やつるり里芋といった新しいブランド品を寒河江の農業の旗印に掲げながら、うそ偽りのない農産品を全国各地に発信してまいりましたが、これからの大切な時期を迎えるわけであり、

今後とも農業経営基盤の確立と産地間競争に負けない強い農業づくり、さらに観光農業とも組み合わせながら、農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

また、さくらんぼの原産地であるトルコ共和国ギレスン市との姉妹都市締結から、ことし6月には20周年という記念すべき年を迎えることとなります。

昭和63年の締結以来、寒河江市民による最初の親善訪問を平成元年に行い、翌年には両市の交流と友好親善を図るために寒河江・ギレスン親善協会を設立しました。その後も市民によるギレスン市訪問を2度行い、トルコ共和国やギレスン市に対する理解と親睦を深めてまいりました。また、平成4年にはギレスン市長一行とトルコ民族舞踊団から本市へ御訪問いただき、チェリーランドのオープニングに花を添えていただきました。

姉妹都市締結20周年の記念すべき年に当たり、さくらんぼで賑わう6月にギレスン市長一行による訪問団を招聘し、市民の皆さんと一緒におもてなしの心で歓迎し、姉妹都市交流の推進とさらなる友好、親睦を深めてまいりたいと考えております。

次に、これらの事業の実現に向けた平成20年度の予算について申し上げます。

国においては、三位一体の改革によって拡大した地域間の税源偏在を是正し、地方の元気を回復するためとして、地方交付税制度などを改正し、小規模市町村に重点的に配分する地方再生対策費が新たに設けられました。このことにより地方交付税の総額がふえ、これまでの削減傾向が、わずかではありますが増加の方向に転じたところであります。

しかしながら、先ほども申しあげたとおり、これまでの大幅な削減額から見ればその増加分は微々たるもので、税収の伸びが鈍化している中、社会保障関係費が増加しており、地方財政はあいかわらず厳しいものとなっております。

本市の財政状況は、これまでの行財政改革と健全財政への取り組みが効果を表してきているものの、まだまだ予断を許さない状況であり、引き続き今年度も市税等の収納確保を図るほか、事務の効率化と経費の節減を進め、健全財政の維持に努めてまいります。

このような厳しい財政状況の中ではありますが、第5次振興計画の目指す都市像の具現化に向け、力強く、そして市民の要望にこたえ得る積極的な予算としたところであります。

その結果、一般会計の予算額は139億5,000万円、前年度比で2.8%の増となり、特別会計と企業会計を加えた総予算額は273億4,134万円、11.4%の減となったところであります。

いまだ厳しい中にあるものの、規律正しく、健全財政を貫きながら、今置かれている現状を乗り切っていかなければならないところであり、これからの寒河江市がこれまで以上に繁栄する姿を映し出すため、ボランティア活動やグラウンドワーク活動などを通じながら、市民一人一人が一丸となってもに未来を築き上げていきたいと思っております。

寒河江市民4万4千の皆さんに不安や不信感を与えることのないよう健全な行財政運営と行財政改革の推進に努め、厳しい中であっても決して苦しいという気持ちを与えないよう、安心して暮らせるまちづくりを念頭に置いて平成20年度の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

第5次振興計画の将来都市像である「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市(まち)寒河江」の実現に向け、より美しく、より豊かに、より元気なまちづくりを進めるため、市民の皆さんの気持ちと心を市政に反映しながら、気品あるまちづくりの実践に努めてまいります。

今後とも、美しく、豊かで、元気な寒河江市を目指し、新しい時代に対応できるまちづくり、人づ

くりを着実に推し進めてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、平成20年度の市政運営に臨む私の基本理念について御説明申し上げたところであり、第5次寒河江市振興計画の将来都市像の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、第5次振興計画の施策の大綱ごとの主な施策につきましては、お手元にお配りしております、平成20年度市政運営の要旨の8ページ以降に詳細を記載させていただいております。以上でございます。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前10時45分といたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第56、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、議第 3 号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、病院事業会計負担金・補助金、公債費の償還金などを追加し、西寒河江駅谷沢線整備事業費などを減額するものであります。

その結果、1 億5,193万 6 千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ139億1,766万 4 千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

歳出予算につきましては、第 3 款民生費は児童手当支給事業の扶助費1,300万円を減額し、後期高齢者医療対策事業のシステム改修委託料693万円を追加するのが主なものであります。

第 4 款衛生費は、病院事業会計負担金及び補助金 1 億5,500万円を追加するものであります。

第 8 款土木費は、西寒河江駅谷沢線整備事業費6,300万円、柴橋日田線整備事業負担金821万円を減額するのが主なものであります。

第12款公債費は、高利率の市債を繰り上げ返済する償還金8,505万 1 千円を追加するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入につきましては、国庫支出金2,865万円などを減額し、市税4,421万 5 千円、財政調整基金繰入金7,500万円、市債9,040万円などを追加し、対応することといたしました。

第 2 表地方債補正につきましては、公的資金借換債を追加し、臨時財政対策債などの限度額を変更するものであります。

第 3 表繰越明許費につきましては、西寒河江駅谷沢線整備事業ほか 2 事業について年度内完成が不可能になったため、翌年度に繰り越すするものであります。

次に、議第 4 号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、公的資金の繰上償還に伴い公債費を追加するものであります。

その結果、9 億1,093万 5 千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ30億7,098万 5 千円とするものであります。

第 2 表の地方債補正については、公的資金借換債の追加及び下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものであります。

次に、議第 8 号平成19年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、患者数の減少による入院及び外来収益などの減額に伴い、一般会計からの負担金及び補助金を追加するものであります。

その結果、予算総額は収益的収入及び収益的支出がそれぞれ25億1,640万 1 千円となるものであり

ます。

次に、議第9号平成19年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、経営健全化を図る地方公営企業を国が支援する公的資金補償金免除繰上償還の実施に伴い、高金利の公営企業債の負担軽減を行うものであります。

その結果、予算総額は資本的収入が6億4,709万5千円、資本的支出が10億9,023万4千円となるものであります。

次に、議第10号平成20年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、地方公共団体にはこれまで以上に財政の健全化を進め厳格な財政運営を図っていくことが求められております。

このような中、本年度は第5次振興計画の実現を目指し、将来の発展基盤の確立につながる事業に積極的に取り組むこととし、徹底した行財政改革の断行と実施計画に基づく事業の見直しを行い、財源の有効配分に努めた予算としたところであります。

その結果、予算総額は139億5,000万円で、前年度当初予算と比較して2.8%の増となっております。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳入予算の第1款市税は、法人市民税の増収傾向や家屋の新增築と償却資産の伸びを見込み、全体で2.3%増の53億3,004万4千円を計上いたしました。

第9款地方交付税は、特別枠として地方再生対策費が創設されたことから、4.6%増の38億8,000万円を計上いたしました。

第13款国庫支出金は、西寒河江駅谷沢線整備事業やまちづくり交付金事業への取り組みから、17.4%増の8億8,831万6千円を計上いたしました。

第14款県支出金は、保険基盤安定負担金の増加から、1.3%増の5億5,554万2千円を計上いたしました。

第17款繰入金は、財政調整基金から4億4,000万円、その他基金などから1,284万2千円を繰り入れ、30.6%減の4億5,284万2千円を計上いたしました。

第20款市債は、公的資金の繰上償還に係る借換債を発行することから、43.7%増の7億6,240万円を計上いたしました。内訳としては、投資的事業充当分が1億9,840万円、臨時財政対策債が3億6,400万円、公的資金借換債が2億円であります。

次に、歳出について申し上げます。

人件費は1.2%減の27億3,187万8千円、補助費等は後期高齢者医療負担金の増から、18%増の22億4,254万3千円を計上いたしました。

投資的事業は、地域社会の活性化、将来の発展につながる事業に優先的に取り組むこととし、56.6%増の13億2,316万6千円を計上いたしました。

主な事業としては、民生費では寒河江学園改築事業に1,043万6千円を計上いたしました。

衛生費では、浄化槽設置整備事業に861万1千円を計上いたしました。

農林水産業費では、紅秀峰などの生産拡大を図る果樹園芸作物等の生産振興対策事業に670万5千円、日田中向地区農道整備事業に500万円を計上いたしました。

土木費では、木の下土地地区画整理事業に1億7,585万円、最上川寒河江緑地整備事業に1億円、下釜山岸線整備事業に1億100万円、西寒河江駅谷沢線整備事業に2億2,000万円、その他道路改良、側

溝整備等に合わせて1億600万円を計上いたしました。

教育費では、陵西中学校大規模改造事業に1億557万2千円、文化センター整備事業に2億7,700万円を計上いたしました。

繰出金は、公共下水道事業特別会計に6億235万2千円、国民健康保険特別会計に1億9,409万3千円、老人保健特別会計に3,870万1千円、後期高齢者医療費特別会計に9,272万9千円、介護保険特別会計に3億8,685万4千円を計上いたしました。

第2表は、平成22年度完成予定の陵西中学校大規模改造事業と木の下土地区画整理組合の借入金に対する損失補償の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、臨時財政対策債など7億6,240万円の地方債の限度額を定めるものであります。また、一時借入金の最高額を20億円に定めるとともに、給与支出の際における流用可能額についてもあらかじめ議決を得ようとするものであります。

次に、議第11号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

本市の生活排水処理については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところであり、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査と一層の経費削減に努め、予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ20億3,534万6千円とするものであります。

歳出予算の主な内容としましては、公共下水道管渠建設費に、補助事業1億2,200万円、単独事業1億6,300万円、浄化センター管理費に維持管理業務委託料など2億1,055万5千円、浄化センター建設費に補助事業1億8,130万円、公債費に12億3,609万5千円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容としましては、使用料及び手数料に4億9,535万4千円、一般会計繰入金に6億235万2千円、市債に公共下水道事業債等3億8,050万円、公的資金借換債3億2,700万円で、合計7億750万円を計上いたしました。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給及び汚泥脱水機設備更新工事業務委託の債務負担行為を設定するもので、第3表は、地方債の限度額などを定めるものであります。

次に、議第12号平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ978万1千円とするものであり、前年度当初予算と比較して17万4千円の増となっております。

次に、議第13号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険事業については、医療給付費等の増加や新たな後期高齢者医療支援金及び義務化された特定健康診査等の費用負担、給付基金の減少により、一層厳しい運営が予想されます。

このような中、国民健康保険税については、費用負担に見合う必要額を確保するため、税率改正を見込んで予算計上しておりますが、今後とも国民健康保険税の収納率の向上や医療費適正化対策の強化、被保険者の健康保持増進を図り、健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ38億7,756万3千円とするものであり、前年度当初予算と比較して1億1,546万5千円の減となっております。

歳出予算の主な内容は、保険給付費25億6,337万円、後期高齢者支援金等4億3,954万8千円、共同事業拠出金4億4,408万7千円などであり、

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち、医療給付費分が8億62万2千円、後期高齢者分が

2億1,937万9千円、介護納付金分が1億489万3千円となり、国庫支出金8億4,852万7千円、新たな財政調整制度としての前期高齢者交付金8億5,782万6千円、一般会計繰入金1億9,409万3千円です。

次に、議第14号平成20年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度の予算は、4月から後期高齢者医療制度が実施されることから、新制度実施前の老人保健医療制度における医療給付分相当となるものであります。そのため予算総額は、歳入歳出それぞれ4億3,633万2千円とするものであり、前年度当初予算と比較して37億432万7千円の減となっております。

歳出予算については、医療諸費4億3,100万9千円が主なものであります。

歳入予算については、支払基金交付金2億3,040万円、国庫支出金1億3,354万円などが主なものであります。

次に、議第15号平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度から始まる後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で、現役世代と高齢者が負担能力に応じて公平に医療費を負担することで将来にわたって安心して医療を受けることができるようにする制度であります。制度の運営は県内全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が主体となりますが、本市においては、保険料の徴収や申請の受付などの窓口業務を行うことから、新たに後期高齢者医療特別会計を設置するものであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億634万4千円を計上いたしました。

歳出予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金3億9,684万6千円、委託を受けて実施する健康診査費用としての保健事業費436万8千円などです。

歳入予算の主な内容は、保険料収入3億923万2千円、一般会計繰入金9,272万9千円などです。

次に、議第16号平成20年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターの機能を十分発揮し、高齢者が住みなれた地域で継続したサービスが受けられるよう体制の整備に努めるとともに、介護保険給付額の増加に対応する安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ24億9,523万4千円とするものであり、前年度当初予算と比較し7,509万1千円の増となっております。

歳出予算の主な内容は、介護サービス等諸費20億9,040万円、介護予防サービス等諸費9,600万円、特定入所者介護サービス等費1億80万円などです。

歳入予算の主な内容は、介護保険料3億9,514万9千円、国庫負担金4億1,611万6千円、支払基金交付金7億2,838万5千円、県負担金3億3,969万7千円、一般会計繰入金3億8,685万4千円などです。

次に、議第17号平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度は、延べ193回の審査判定会議を見込み、より円滑な運営を図ってまいります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2,520万3千円とするものであり、前年度当初予算と比較して202万1千円の増となっております。

歳出予算については、介護認定審査会費2,510万3千円が主なものであります。

歳入予算については、各構成町からの負担金1,588万7千円、介護保険特別会計の繰入金931万4千円が主なものであります。

次に、議第18号平成20年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成20年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ60万円とするものであり、前年度当初予算と比較して3万8千円の減となっております。

次に、議第19号平成20年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度は病院改革プランの初年度として病棟等の改修や医療機器の更新などに取り組み、引き続き効率的な事業運営により健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数125床、年間患者数を、入院患者3万9,055人、外来患者7万3,200人と見込み、建設改良事業では病棟等改修工事に6,240万円、医療機器及び備品購入事業に2,000万円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額、支出総額とも22億1,814万8千円であります。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入総額7,962万6千円、支出総額1億5,522万4千円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,559万8千円については、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を1億8,000万円と定め、第10条は一般会計からの補助金額を1億2,000万円と定めるものであります。

次に、議第20号平成20年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

安心・安全な水道水の安定供給に向けた投資的事業の継続的推進、効率的な事業運営による健全経営を重点目標として予算編成をしたところであります。

第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数1万3,072戸、年間総配水量680万6,000立方メートル、1日平均配水量1万8,647立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額12億7,419万2千円、支出総額10億5,759万8千円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額1億4,803万円、支出総額6億7,396万7千円であり、支出の主なものは、配水管網整備等の建設改良費4億9,005万5千円、企業債償還金1億8,291万2千円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億2,593万7千円については、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第5条は、高金利の残債を繰上償還するため公的資金借換債を起債するもので、その限度額を定めるものであります。

次に、議第21号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

公職選挙法の規定に基づき、寒河江市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する費用を公費負担するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第22号寒河江市監査委員条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市課制条例の一部改正について御説明申し上げます。

会計管理者を設置することに伴い、その権限に属する事務を処理させる組織の設置について規則で定めることから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

平和条約締結から50年以上経過し必要性が失われたため、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第25号会計管理者の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

会計管理者を設置することに伴い、関係する条例を改正するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第26号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国の準則に準じた文言とするため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

収入役の廃止及び選挙の投票時間による報酬の改定等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市まちづくり寄附条例の制定について御説明申し上げます。

地方公共団体に対する寄附金税制の見直しに伴い、歳入確保に努め、市民や寄附者が期待する施策の充実を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地区公民館の運営に関し、公民館運営審議会等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

葬祭費や保健事業について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第32号寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明申し上げます。

平成20年度の介護保険料率について、激変緩和措置を平成19年度から引き続き実施するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第33号寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

勤労青少年ホームの使用について、利用者の利便を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第34号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について御説明

申しあげます。

農業委員会の業務運営の効率化を図るため、委員の定数を削減するものであります。

次に、議第35号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

入院患者の療養環境等の改善及び会計管理者を設置することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第36号山形県消防補償等組合同規約の一部変更について御説明申しあげます。

地方自治法及び消防組織法の一部改正に伴い、山形県消防補償等組合同規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第37号山形県自治会館管理組合同規約の一部変更について御説明申しあげます。

地方自治法の一部改正に伴い、山形県自治会館管理組合同規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第38号山形県市町村職員退職手当組合同規約の一部変更について御説明申しあげます。

酒田地区消防組合の名称を酒田地区広域行政組合に変更することに伴い、山形県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第39号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について御説明申しあげます。

寒河江市浄化センター機械及び電気設備更新工事の内容変更等に伴い、協定金額を変更する必要があるため、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、34案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあげます。以上です。

散 会 午前11時22分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。